

「学生支援緊急給付金給付事業」（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） 事務処理要領Q & A

1. 総論

Q 「学生支援緊急給付金給付事業」の趣旨・必要性を教えてください。

A 今般の新型コロナウイルス感染症の影響で大学生等が進学・修学をあきらめることがないよう、しっかりと支えていくことが、何よりも重要です。

現在、感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止など、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきました。

これら経済的に困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきたところです。

一方で、感染症拡大による影響で更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、こうした学生等で、今回の新型コロナの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

2. 支援対象学生

○全般

Q 支援対象を誰がどのように決めるのですか。

A 学生等が各大学等に申請を行い、大学等が要件に該当するかどうかを審査した上で、学生等の推薦リストを作成し、日本学生支援機構（以下「機構」という。）に提供頂きます。

要件については事務処理要領に示していますが、その他経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者は対象とすることにしており、最終的には大学等が学生の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うことにしています。

従って、実際の審査に際しては、学生へのヒアリングなどを通じ、大学側が学生の実情に寄り添った形で総合的に判断して頂ければと考えています。

Q 4月に入学した者の場合は、アルバイトの減少がなく、申請できないということですか。

A アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。申請の際、その旨を自己申告させてください。

①「家庭からの多額の仕送りを受けていないこと」関係

Q 仕送り金額が「多額」とであると判断する際の基準を教えてください。

A 「家庭からの多額の仕送り」については、平均額年間 150 万円（授業料含む）を目安として考えています。（あくまで目安であり、これを超えていたとしても問題ありません。なお、選考にあたって、優先順位付けの参考にするのは問題ありません。）

Q 仕送り金額をどのように確認すればよいのでしょうか。

A 誓約書（様式 2）の金額（年額）記載欄を確認してください。

②「原則として自宅外で生活していること」関係

Q 自宅生で対象になる場合とならない場合はどのように線引きするのですか。

A 自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。この場合、家族から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを学生等から自己申告させてください。

Q 自宅外で生活しているかどうかどのように確認すれば良いのでしょうか。

A 本人が居住するアパート等の賃貸契約書の写しや家賃の振込明細書等で確認をしてください。その他、本人と両親の住民票の写し等により居住地が異なることを確認することで「自宅外で生活しているもの」と判断することは考えられます。

また、本人が世帯主である住民票の写しを以って「自宅外で生活しているもの」とみなすことも考えられます。

③「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと」関係

Q 「アルバイト収入で学費を賄っている」とはどういうことですか。アルバイト収入の金額や割合が低ければ対象外ですか。

A 奨学金等に加え、アルバイト収入で生活費・学費等を賄っており、全収入におけるアルバイト収入の割合が高いことを想定しています。具体的な割合としては、アルバイト収入が前月比 50%以上減少（⑤の要件）を満たすなど、この状況により大学等での修学の継続が困難になっている方であれば該当します。金額については、誓約書（様式 2）の金額（年額）記載欄を確認してください。

Q 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いと判断する際の基準を教えてください。

A アルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症の影響により修学の継続が困難になっている者を支援するものであることから、アルバイト

収入の全てを生活費や学費に充てている場合や、普段から1か月のアルバイト収入の半分以上を生活費や学費に充てていた場合は「生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いもの」と判断することが考えられます。

④「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」関係

Q 「家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと」をどのように確認すれば良いですか。

A 可能な方には、新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書及びそれに類する書類を以って確認してください。受給証明書を提出できない場合は、申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入させてください。

⑤「コロナ感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること」関係

Q 「アルバイト収入が大幅に減少」の要件について、どの程度の減少割合を求めるのですか。

A 前月比50%以上の減少を想定しています。この場合の「前月比」は、申請時点の前月比に限るものではなく、本年1月以降で、申請者にとって新型コロナウイルス感染症による影響で最も収入が減少した月を基準にさせていただきます。但し、学生等のアルバイトが雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業補償が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

なお、前月比50%以上の減少に当たらなくとも申請は可能であり、最終的には他の条件も勘案して大学側で生徒の実情に寄り添った形で総合的に判断いただくことになります。

Q アルバイト先からの給与明細や預貯金通帳の写しの提出は、いつごろのものが求められているのでしょうか。

A 上述のとおり、本年1月以降の2カ月分で前月比50%以上の減少が分かるもので確認してください。

⑥「既存の支援制度を活用していること」関係

Q 既存の支援制度とは何ですか。

A 既存の支援制度とは、①高等教育の修学支援新制度、②第一種奨学金（無利子奨学金）、③民間等を含め申請が可能な支援制度です。

Q 既存の支援制度を使っていない者は申請できないのですか。

A 原則として、いずれかの制度を既に活用していることとしますが、いずれも利用していない場合は、やむを得ない事情がない限り、対象となる制度への申請を行う予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 3浪のため新制度に申請できない者は、どうすればよいのでしょうか。

A 第一種奨学金（無利子奨学金）など、新制度以外の制度に申請予定であれば、本給付金制度への申請が可能です。

Q 新制度の対象外である大学等に在籍する学生等も学生支援緊急給付金の対象になるのでしょうか。同様に新制度の対象外である大学院生も本給付金の対象になるのでしょうか。

A 新制度の対象外であっても、「第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用している若しくは今後利用を予定している者」「第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者」については、本給付金の対象となりえます。

⑦留学生等

Q 留学生等については、どのような条件で対象となりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要です。（「外国人留学生学習奨励費」等と同様）

- 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績表化係数が 2.30 以上であること。
- 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
- 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

Q 上記要件に、「2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること」とありますが、いつ時点の出席率を指すのでしょうか。

A 日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁策定）第一条三十七項（在籍管理）を踏まえ、対象となる学生等の入学月から各月全てにおける出席率を指します。

（参考）日本語教育機関の告示基準解釈指針（出入国在留管理庁策定）：

<http://www.moj.go.jp/content/001319085.pdf>

Q 日本語教育機関に通う学生等も対象になるのでしょうか。

A 法務省が告示*で定める日本語教育機関の学生等が対象となります。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukanho_ho28-2.html

※「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る

⑧その他

Q 家計の収入要件でみると、概ねどの程度の世帯まで支援対象となりますか。

A 本給付金に独自の収入要件はありません。

Q 年齢要件はあるのでしょうか。

A 年齢に関する要件はありません。

Q 現在休学中の学生等は対象になりますか。

A 対象になり得ますが、最終的には他の条件も勘案して大学等で学生等に寄り添った形で総合的に判断頂くこととなります。

Q 在籍している大学等から、海外に留学しています。対象になりますか。

A 対象となり得ます。但し、国内の学生等と同様に、今般の新型コロナウイルス感染症による影響で、アルバイト収入が減少していることが要件となります。最終的には他の条件も勘案して大学等で学生等の実情に寄り添った形で総合的に判断いただくこととなります。

Q 上記要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 原則としてこれらの要件をすべて満たすことを求めますが、これらの条件を考慮した上で、大学等が特に必要と認める者は対象とすることにしており、最終的には大学等が学生等の自己申告状況に基づき総合的に判断を行うこととしています。従って、実際の審査に際しては、学生等へのヒアリングなどを通じ、大学等が学生等の実情に寄り添った形で判断頂ければと考えています。

Q 各要件の証明書類については、学生等から原本や紙媒体で提出させる必要がありますか。

A 大学等において各要件に当てはまるかどうかを確認できるのであれば、原本や紙媒体に限定しなくても差し支えありません。

3. 支援額

Q 学生等にいくら支給されますか。

A 対象者の要件に合致すれば、住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の学生等は10万円支給されます。

なお、「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていない大学院生を含む学生等につ

いては住民税非課税証明書を提出させ、大学等において住民税非課税世帯であることを確認できた場合に、20万円の支給対象となります。

Q 学生支援緊急給付金は、将来返還する必要はないのですか。

A 返還の必要はありません。但し、申請書類に虚偽があった場合は、返金いただくことがあります。

Q 学生支援緊急給付金について具体的な用途は決まっていますか。用途の確認は行われますか。

A 本給付金は、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少・中断等で、授業料等の学納金や教材費といった学資の支払いに充てるための資金に窮する学生等が、修学をあきらめることがないよう、緊急に、これらの資金に充てるための給付を行うものです。用途について、個別に具体的な確認をすることは考えていません。

Q 学生支援緊急給付金に所得税は課税されますか。

A 本給付金は、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少・中断等で授業料等の学納金や教材費といった学資の支払いに充てるための資金に窮する学生等が、修学をあきらめることがないよう、緊急にこれらの資金に充てるための給付を行うものです。本給付金の趣旨に鑑みれば、非課税になると考えております。

4. 申込み・給付手続

Q 大学等は本給付にあたり、学生等にどのように周知を行えばいいですか。

A ポータルサイト、メーリングリスト、掲示板等の活用により、学生等に情報が行き渡るようご配慮いただきたいと思いますと考えています。

Q 大学等においては、いつから申請の受付を開始することになりますか。

A 各大学等においては5月19日以降、順次受付を開始いただきたいと思います。学生等に早急に支給できるよう、大学等におかれては迅速に手続を進めていただきますようお願いいたします。

Q 機構への具体的な推薦手続きを教えてください。

A 機構が作成している「学生支援緊急給付金推薦データ作成の手引き」を参照してください。【https://www.jasso.go.jp/shogaku_tantoshia/login.html】なお、学校担当者向け「奨学金事務担当者用ページ」用のID、パスワードは貸与・給付奨学金業務において通常いられるものをご活用ください。

Q 機構への推薦リストはいつまでに提出すればいいですか。

A 各大学等への推薦枠の配分は2回行うことを予定しています。このうち、一次推薦の

最終的な締切は6月19日（金）を予定しています。早急に学生等に振り込むため、締切に関わらず、推薦リストを随時受け付けることを考えていますので、大学等におかれては可能な限り迅速に手続きいただきますようお願いいたします。

Q 一次推薦期限の6月19日（金）まで待った上で、まとめて推薦した方がよいですか。

A 機構において、推薦リストの受付は随時行う予定です。学生等に早く支援を届けるためにも、要件を満たすと判断した学生等は、すぐに推薦願います。

Q 多子世帯やひとり親世帯を優先して推薦とのことですが、どのように確認すればよいのでしょうか。

A 該当する学生等については、申請書の申し送り事項にその旨を記載させるようにしてください。

Q 随時推薦してしまうと、最終的に枠内に収まり切らなくなる恐れがあります。どうすればよいですか。

A 例えば、①確実に要件を満たし、優先順位が高いと判断した者は即時推薦する、②優先度が落ちると判断した者は保留し最終期限間際（1次推薦の場合は6月19日）に判定する、③更に、2次推薦（別途連絡予定）の際に再度判定する、といった運用を行ってください。

学内締切を複数次にわたって設定（例えば、毎週金曜日を締切にする等）し、その都度選考するという方法も考えられます。

Q 選考にあたって、学生等からのヒアリング等は必要ですか。

A 必須とするものではありませんが、必要に応じて実施してください。

Q 対象になり得るすべての学生等に申請させる必要があるのでしょうか。

A 学生等の自己申告に基づく給付ですので、例えば新制度の対象者のうち要件を満たすすべての学生等に申請させることまで求めるものではありませんが、大学等におかれては今回の支援措置の趣旨に鑑み、広く学生等に周知を頂ければと思います。

Q 学生等からの証明書類の提出が間に合わない場合、推薦することはできないでしょうか。

A 証明書類が事後提出になる場合についても推薦いただくことは可能です。その場合、必要に応じてメールや電話等で要件を満たしていることの確認をしてください。

Q 大学等において、オンラインでの申請を受け付けることは可能ですか。

A 大学等の判断でオンライン申請を受け付けることができるよう、文部科学省が提供するシステムにより、スマートフォンによる申請を受け付けることを可能とする予定です。

5. 推薦枠

Q 大学等ごとの推薦枠はどのように設定されるのですか。

A これまでの貸与型奨学金等の実績をもとにして配分します。各大学等への推薦枠の配分は2回行うことを予定しています。

Q 推薦枠以上の申請があった場合、どのように選考すればよいですか。

A 本事業の趣旨を十分踏まえ、より困難な状態にある学生等に対して優先的に支援するという観点から、各大学等において総合的に判断頂き、選考をお願いします。

Q 上記の場合、成績や所得要件による選考は可能ですか。

A 大学等の判断により可能ですが、本事業の趣旨を十分踏まえ、より困難な状態にある学生等に対して優先的に支援するという観点から、各大学等において総合的に判断頂き、選考をお願いします。

6. その他

Q 大学等の判断で、本給付事業の募集をしないこともありえますか。

A すべての大学等に本給付事業の募集を行って頂きたいと考えています。

Q 既に大学等として学生等への追加支援を実施し、現金給付を行っています。その場合、学生支援緊急給付金給付事業の推薦を行わなくてもよいですか。

A 各大学等で実施している個別の取組とは別途の支援を行うものですので、各大学等におけるこれまでの取組にかかわらず、推薦は行っていただきたいと考えています。